

第二十五回 参議院文教委員會會議錄第七号

昭和三十一年十二月六日(木曜日)午前十一時二十六分開会

委員の異動

十二月六日委員三浦義男君辞任につづき、その補欠として石原幹市郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
矢嶋 三義君
常岡 一郎君

委員

川口爲之助君
谷口弥三郎君
野本 品吉君
林田 正治君
林屋亀次郎君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松澤 靖介君
松永 忠二君
湯山 勇君
加賀山之雄君

衆議院議員

赤城 宗徳君

国務大臣

清瀬 一郎君

事務局側

文部大臣 工案 英司君

説明員
総理府恩給 青谷 和夫君
局審議官 文部大臣官房 田中 彰君
人事参事官

第六部

文教委員會會議錄第七号

昭和三十一年十二月六日【参議院】

文部大臣官房 天城 勲君
會計参事官
文部省初等中 内藤三郎君
等教育局長 小行 行雄君
文部省管理局長

本日の會議に付した案件

○教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校教育法としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○總統調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○公民館法制定に関する請願(第六号)

○教育費の財源措置に関する請願(第五号)

○義務教育の政治的中立確保に関する請願(第七六号)

○学校用地購入に対する特別措置の請願(第七七号)

○公立文教施設費国庫補助等に関する請願(第一一七号)

○義務教育学校建築に対する敷地の土地買収費等を国庫補助対象とするの請願(第一一八号)

○鉄骨造校舎建築費国庫補助率値引上げに関する請願(第一一九号)

○建国記念の日制定に関する請願(第一三〇号)

○文教施設整備予算増額に関する請願(第一三一号)

○学校給食法に基く費用を全額国庫負担とする等の請願(第一四九号)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願(第一六五号)

○公立文教施設費国庫補助増額等に関する請願(第一八三号)

○校舎建築費の暴騰対策に関する請願(第一九六号)

○国立日本アイヌ史跡会館設立に関する請願(第二九九号)

○公立学校施設整備費国庫補助に関する請願(第三一九号)

○教育文化及び学術に関する調査の件(愛媛県における教育職員の給与に関する件)

(昭和三十一年度文教予算に関する件)

○委員長(岡三郎君) それではただいまより文教委員會を開会いたします。

まず委員の異動について報告いたします。

本日三浦義男君が辞任され、石原幹市郎君が選任されました。

以上であります。

○委員長(岡三郎君) 教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校教育法としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいま議題となりました教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校教育法としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案につき、

員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、題名の示します通り、二つの法律を改正したものと、教育公務員特例法に一條を新設するものでございまして、第一には、教育公務員特例法に一條を新設するものであり、第二には、昨年来議院から提出いたしました成立いたしました教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校教育法としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律につきます。

その点、多少の疑義がありますので、その点を明確にするために所要の改正を施そうといたすものでございます。

以下その趣旨を御説明申し上げます。

第一条は、教育公務員特例法の一部改正でございまして、御承知のように、現行の教育公務員特例法が施行されましたときに、公立学校の職員は、すべて地方公務員となつたのでございまして、本来はその身分の移動に伴ひまして恩給法の適用がなくなるところなのでございまして、特例法第三十二条はこれに特例を設けまして、同法施行の際に恩給法上の公務員または準公務員である者が、引き続き公立学校の職員となつた場合には、恩給法が準用されることといたしておるのでございます。ところが、ここに養護助教諭の取扱ひについて問題が残されていたのでござい

ます。そもそも養護助教諭の制度は、昭和二十三年十月七日に公立学校職員臨時設置制という政令に基いて初めて設けられたのでございまして、本来なら、その際直ちに当時の恩給法第二十二條第二項の「準教育職員トハ官立又ハ公立ノ学校ノ助教諭ヲ謂フ」という規定を改正して養護助教諭も準教育職員のうちに加える措置をとるべきであつたのだらうと思われま

しかし、これについて適當な措置がとられなかつたので、約三ヵ月後に特例法が施行されてしまつたので、これらの規定を形式的にのみ読みますと、その当時の養護助教諭は恩給法上の公務員でもなく、また準公務員でもなく、恩給法の準用を受けられないがごとくにも見えるのでござい

ます。ところが、先ほど御説明申し上げました特例法第三十二條第二項及び第三項の規定を見ますと、特例法の施行後は、養護助教諭を恩給法上の公務員または準公務員として取り扱うことを明文で規定してあるのでござい

まして、特例法の施行前と施行後とは養護助教諭の取扱ひについての規定の仕方が異なつておりますが、衡平の觀念に照らして考えますならば、特例法の施行の前後によつて取扱ひを異にすることは是正されなければならなかつたのでございまして、現にそれらの者の恩給に關しましては養護助教諭も助教諭の一種と考えられ、恩給法上の準公務員として取り扱つてゐる実情でござ

います。しかし、この取扱ひは法文の

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

上からは必ずしも疑義なしとはいへません。そこで、この際、教育公務員特例法に第三十二条の二として一カ条を新設し、養護助教諭は当時の恩給法上の準教育職員の中に含まれるものであることを確認したとすると次第でございます。

次に、第二条の学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律の改正でございますが、この法律の成立後約一年間の実施上の経験に照して見ますと、この法律の審議の当時は予測されなかつたような実情も判明いたしましたので、その運用上多少の疑義がありますので、さきに御説明申し上げました教育公務員特例法の一部改正をいたします機会に、これにも次に申し上げますような所要の改正を施しましてその運用の適正を期そうとしたのでございます。

改正の第一点は、学校看護婦の定義についてでございます。現行法では、「昭和四年十月二十九日以後において学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に當つていたものをいう」と規定をいたしておりましたところ、学校看護婦という名称を用いておりましたが、実際には、日本赤十字社の看護婦の身分で学校に派遣され、日赤から俸給を受けておりました者や父兄会から俸給を受けていた者などもありまして、昨年現行法を御審議いただきました際にも、このような者は含まれない趣旨であることを御説明申し上げましたのでございますが、この際やはり明文で疑義なからしめる必要があると存じまして、第二条を新設いたしましたのでございます。

改正の第二点は、官立または国立の学校の職員についての取扱ひでございます。現行法では、学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなしておりまして、恩給法上は準教育職員が教育職員となつた場合に準教育職員の勤続年月数の二分の一を通算するといふ規定だけになっておるのでございます。ところが、官立または国立の学校の養護訓導、養護教員または養護教諭は、恩給法上は文官とされておりましたので、教育職員として取り扱われておりましたために、学校看護婦が官立または国立の養護訓導、養護教員又は養護教諭となつたときには、その学校看護婦としての勤続年月数の二分の一を通算することにつきまして疑義がございますので、これを明文で規定いたす必要がありまして第一条の第二項という規定を新設いたしましたのでございます。

改正の第三点は、在外指定学校の学校看護婦に關してであります。戦争前満鉄や中国における居留民団が設置していましたが、特に指定された学校は、在外指定学校として恩給法上の公立学校と同様の取扱ひをしていたのであります。調査の結果、これらの学校に学校看護婦として勤務していた者が内地に引き揚げて参りましたことが判明いたしましたので、これも明文をもつて在外指定学校当時の学校看護婦の在職を準教育職員の在職とみなすこととしたし、第三条の規定を新設いたしましたのでございます。

以上、本法律案の概要と理由を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(岡三郎君) これより質疑に入ります。

念のために申し上げておきますが、文部省側からは、文部大臣清瀬一郎君、文部大臣官房人事参事官田中彰君が出席されております。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 提案者にお尋ねいたしますが、本改正案の実施に伴ひまして、必要な経費関係を、もしおわかりでございましたら、詳細御説明願ひたいと思います。

○衆議院議員(赤城宗徳君) せっかくのお尋ねでございますが、本年度該当という人はごく少数といひますか、数人というよりなことでありますので、その正確な数字を実は算出したしておりません。それほど考へる余地をもたないくらい少額だということだけで実は提案いたしましたのであります。

○湯山勇君 来年度からは。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 来年度から毎年ごく数人ということでございます。

○湯山勇君 次に、これに対する政府の御所見の表明があつたと思ひますが、それはどういふ状態であつたか伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 後刻と思ひましたが、この際に政府の所見を申し上げます。政府としては、この案の通過には異存ございません。

○湯山勇君 文部省では、これに要する経費はどのくらいと見ておられますか。

○説明員(田中彰君) 所要経費の見積りがどのくらいになるかというお尋ね

でございますが、ただいま提案者の方からもお話がありましたので、どのくらいに該當いたしますか、的確なところをつかんでおりません。

○委員長(岡三郎君) この際、念のため申し添えますが、先ほど矢嶋君から要請がありました恩給局の審議官青谷和夫君が見えております。

○湯山勇君 予算を伴う法律には、その予算の見込額を示しておくといふことにたしかかつておつたのでございましょうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 昨年この法律を提出する際に、約年間三百三十三万という予算であつたのであります。それがこの法律によつて漏れたものだけでありまして、現在の予算の範囲内でできるごく少額のことであるので、法制局とも相談したのであります。が、あえて予算を伴うことにせんでもいいじゃないかという話し合ひの上で実はこのまま提出した、こゝろ事情でございます。

○湯山勇君 ただいまの提案者の御答弁によれば、予算を伴わないという解釈で、こゝろいふふうに出したとつたところ、それであればこれは閣議の承認は得なくてもいい法律案と思ひますが、政府の方は閣議で今文部大臣のおつしやつたような態度をおきめになったのかどうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) これはこの前衆議院で異議ないと私が言ひましたことと、事務的にこゝろいふことに答へたといふことを言つた手続であります。この案は新たにだれにこゝろいふことをやろうというのでなくて、もともとそゝろいふ養護看護婦には恩給を与えるつ

もりであつたのを、疑義があるから疑義を明らかにするといふ意味でありまゝするから、新規に全くなかつた者に与えるといふふうには私解しておらないのでございます。

○矢嶋三義君 閣下。法律学者である清瀬文部大臣のただいまの答弁、全く三百代言で、「ほんとうだ」と呼ぶ者あり。この法律案の内容に賛成か反対かといふことは別としてこの書類は不備ですよ。これはいづれにしても一円であろうとも、何円になるかわからないが予算を伴う法律なんです。当然この書類にはそれに関して若干の予算を要するとか何か整わなければ形式はこれに不備ですよ。それからまた予算を伴うのでなければ政府の所見なんか求めるとも法制局何と言われるか、これが予算関係の活字を一字も並べてないといふのは書類として不備です。

それからまた大臣が、これは不備なので疑義を解明した法律だからといふ、疑義を解明した正確な法律でありましようが、これはやはり別途な予算を伴うものですか、大臣の今の答弁は適當でないと思ひます。どうしてこの予算のことをちよこつと書かなかつたのですかなあ。

○委員長(岡三郎君) 質問ですか。

○矢嶋三義君 法制局に聞くのだが、ほんとうをいふたら委員長に聞くところですね、議題にされた委員長に。(笑)

○湯山勇君 それで提案者の方は法制局の方で予算を伴わないといふような解釈に立つていふことですが、それなら一体なぜ政府の所見をお求めになつたか、その辺が私はどうも了解で

きないので、それならば政府の所見をお求めになった理由これ一つ伺いたいと思います。私は法律には賛成でございますから、そういう不備な点を明らかにしておいてぜひ賛成したいと思っておりますので伺いしております。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 先ほど申し上げましたように法制局と話し合いましたところ、こういうものも初め予算のうちに含んで予算というものは組んであった。いろいろ施行する際に当って疑義が出てきた。現行の予算の中でまかなえる、その額も極端な言葉を使うとエクストリーム・スモールだ、こういうことであつたものですから、あえて予算を伴うということにしないでいいのじゃないか、こういう打ち合せの結果、落度であつたかもしれないが、新たに予算を伴わないで現行の予算の中でまかなえる、こういう意味で実はそういう手続をいたしました。

○湯山勇君 その点はよくわかるのです。それがわかれば今度は政府の所見を聞かなくてもいいわけですね、そういう御解釈に立てば、それで政府の所見をお求めになった理由がわからないのでお尋ねしておるので、質問はそちらの方なんです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 実は私の方では政府の意見を求める必要はないのじゃないかと思つて政府とは連絡をとらなかつたのです。衆議院の委員長の方で意見を聞かれたのですから、大臣が出て答弁した、そのまゝこちらへも引き継がれたと申しますか、そういうことで私の方では別に文部大臣とか政府の意見というものを聞く手続をとっていませんでした。

○矢嶋三義君 ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記開始。

○湯山勇君 私は答弁を求めるわけではありませんけれども政府の態度ですね、これには非常に疑義があります。それは昨年当委員会において養護学校の教員の給与負担の問題、それから政府がすでに予算化しておる特殊学校の教科書の国庫補助の問題、こういう法律を出したときにすでに予算化されていながらもかわらず趣旨には賛成であるけれども、政府としてはこれには賛成しかねる、こういう見解の表明がありました。文部大臣も確かにその実施するについて特別な予算が要らない、要するものもありますよ。要する法律もありましたけれども、要らないものについても一括して政府としては反対だ、こういうことをおっしゃつて今度この場合にはやはり予算が数万にもせよ要することには間違いない、にもかかわらずこれには賛成だ、こういうことは悪く言えば文部大臣は明らかに衆参両院を差別待遇をしております。あるいは前回をいうことを言つたのを後悔して悪かつたという反省に立つて今回そういうふうになされた、こういうことならいいんですけれども、きわめて前後ふぞろいだし、またもしそれが大臣が言われるように政府に見解を求めらるべき筋合いのものではないけれども、たまたま質問として求められたのでやつたとするならば別に閣議に報告する必要もありません。大臣の言われることは非常に卑怯で閣議にはか

らなかつたんじゃないかと言われれば報告をしたと、事後でやつたと言われるだろうし、やらないでもいいというなら私一人で答えた、非常に私はその点大臣にも似合わない筋の通らないやり方、筋の通らない御説明だと思ひますのできわめて遺憾の意を表明いたします。これは弁解の余地もないと思ひますので御答弁は要りません、事実だから……。

○國務大臣(清瀬一郎君) 答弁は要らぬとおっしゃいますけれども……。

○委員長(岡三郎君) 発言を許しておられません。

○湯山勇君 答弁すれば私はずっとこれつきましますよ、その通りなんだから。実際私は憤慨しているんだから。

○委員長(岡三郎君) 他の御発言ございせんか。

○矢嶋三義君 この提案理由の最後のページに在外指定学校に勤務されて引き揚げて引き続き在職をしている者のことが云々ということがありますから、これと関連いたしますので良いことかきりませんから一、二伺います。が、引き揚げ公務員、もちろん教職員を含みますが、こういう方々の恩給年数通算に関連のある地方自治法が去る二十四国会で一部が改正されたのは御承知の通りです。そして細目にわたつては政令によつて規定することになつて、その政令は去る九月一日ごろ出される予定であつたわけですが、そのときは出されていなかったことは私は確認しております。その当時この学校看護婦、養護教諭の場合もそのように、教職員の場合にも幾多のケースがあつて、立法精神を生かすためにはよくと漏れのないような綿密な政令を作

成しなかつたやうなところという立場から、文部省と恩給局と自治庁の間で協議され、その自治庁の公務員課の方が主管になつて作成を急がれておりました、あの政令は出されたか出されなかつたか、もし出されていなければいづつごろ出されるのかというのを承わります、その内容について念のためこれと関連ありますから一、二点伺いたいと思ひます。まず出されたか出されてないか、それを承わりたいと思ひます。これは文部省でも恩給局でもどちらでもよろしい。

○説明員(青谷和夫君) それではちよつと申し上げますが、それは実はただいま矢嶋先生お話のように自治庁の公務員課でやつておるのでございませう。私の方の所管ではございませうが、まだ出てないことははっきりここで申し上げられることであります。

○矢嶋三義君 間接的な関係のある問題ですから私も時間をかけません。ただこれは教育に關係ある職員の恩給支給を公平に合理化するためにこの改正案が出されてきたわけですが、これとこの精神は私は自治法改正の政令を出すに當つては同一のものがとられなくつちやならぬと思つています。で、この点については文部省の担当官に再三要望もしておいたわけですが、ぜひとも本法で、適用される職員のうち若干の人は引揚者があつたわけですが、この引揚者の恩給通算の問題、さらに二十四年一月十二日教育公務員特例法が公布施行されたときに、教育関係者でありながらその身分が都道府県の教育庁の職員であつたか、あるいは教育の現場にあつたか、政令の作り方いかんによつては恩給に非常に差異が生じ

てくるケースがあり、これがずっと議論の対象になつてきたわけですが、この点については不合理不公平が起らないように文部当局において格段の努力をされるように強く要望いたしておきます。大臣の方から担当官に特に注意していただくように要望申し上げます。御答弁願ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 不公平が起らないように注意させます。

○委員長(岡三郎君) 他に御発言ございせんか。

別に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡三郎君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますが、本家を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

有馬 英二 谷口弥三郎
林田 正治 常岡 一郎
林屋亀次郎 野本 品吉
加賀山之雄 川口爲之助
湯山 勇 松永 忠二
安部 清美 松澤 靖介
高田 なほ子 矢嶋 三義

○委員長(岡三郎君) 次に、継続調査承認要求を議題といたします。

今期国会開会以来調査を行なつて参りました教育、文化及び學術に関する調査については、会期も切迫し、会期中に調査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三条によりまして、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。なお要求書の内容及びその手続等は委員長に御一任願いたいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岡三郎君) 次に委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。教育、文化及び學術に関する調査、特に地方教育職員の昇給昇格問題、新教育委員会の運営の実態等について調査のため委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。つきましては本院規則第八十條の二により、委員派遣承認要求書を提出しなければなりませんので、その内容手続等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。なお継続調査及び委員派遣についてはすでに次期通常国会の召集が二十日に決定しておりますので、今期国会の会期問題をも考慮すれば、実際に調査できる日数に限りがありますので、調査不可能な事態に至ることも考慮して、以上二件の要求書提出について、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記を起して。次の議題は昭和三十一年度文教予算であります。その前に内藤初等中等教育局長から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○説明員(内藤三郎君) 先日、当委員会でも問題になりました愛媛県の昇給昇格の問題でございますが、これにつきまして当委員会より調査の結果を報告するようになりましてございまして、この機会にただいままでの判明したことを御報告申し上げたいと思つております。

先般、当委員会でお話ございましたのは、この教職員の勤務評定の問題が一つございまして、これにつきまして湯山委員からA、B、C、D、Eの五段階に分けてそれぞれ段階別に一割、二割、四割、二割、一割というふうにそのうち勤務評定の仕方を、人事院が現在やっております勤務評定の仕方によれば頭の方のA、Bをきめることは、一割、二割ときめていられるはけっこうだけれども、下の方まで割合をきめるのは行き過ぎじゃないかというお尋ねでございました。これにつきまして愛媛県の実情を調べましたところ、当初においてそういうような考へ方もあったけれども、現在、現在の段階においてはそういう考へ方は持つていない、人事院の勤務評定と同様にA、Bをそれぞれ一割、二割ということにきめて、C以下の段階については割合をきめない、すなわち人事院がやっております勤務評定と同様に勤務評定するということでございます。

それからこの前のお話によりますと七割しか昇給させないというところでございましたが、これも事実と反するようでございます。県当局といたしましてはできるだけ財源のある限り考慮

したい。それから七割には固執していない、すでに地方公務員の県職員の方は実施したところでありますが、この場合にも大体八割近くの昇給をみたさうでありまして七割には固執していません。それから特に教職員の分についてはいろいろ問題もありませんので目下折衝を重ねている最中ではございまして、本年内に実施することはちよつと困難なようではございまして、年が明けるというふうな見通しでございますので、まだ具体的ことはきままつていないようでございます。私どもとしてはこの愛媛県の昇給昇格がうまく解決されるように期待いたしているものであります。

以上であります。

○湯山勇君 ただいまの内藤局長の御報告はこれは中間報告だと思つて、さう了承してよろしくございいます。

○説明員(内藤三郎君) さようでございいます。

○湯山勇君 それじゃ簡単に重ねて要望いたしますけれども、当委員会の要求は、今局長の報告されたような形のものだけではなく、教職員の勤務評定はいかにあるべきかという実質的なものも含めた御調査を願つて報告いたしたい。さらにそれに対して文部省がどのようなことを適正化するための措置をとったか、どう努力したかという点も御報告いたしたい。ところが委員長を通じて要請されておりますので、その点についてはまだなかつたやうでございまして、それらの点もさらにやっていたかどうか、それから私どもも今聞いていますところによれば、確かにC以下についての割合は撤廃したけれども、そのかわりといふますか、各

学校別に今度ももつと嚴重に、十人おれば一番から十番まで序列をつける、二十人おれば一番から二十番まで序列をつける、だからこれはA、B、C、D、Eの五つに分けてそれで率をきめるよりももつと極端な、階級を人数だけ作つて、その階級に当てはめる人数を一人に限定するといふふうに解釈されるような行き方をとるようになりまして聞いております。それからさらにその人数の七割、人数の八割というものは安易な人々を上げれば八割も九割にもなりますし、高い人を上げればこれは五割、六割になりますので、この辺もただ単に七割ということだけで簡単に御了解にならないように一つ詳細御調査願いたい。と、さらにまた勤務評定は普通は年一回が普通でなければ、評定の時期と昇給期を合わせるために、昇給の時期にも勤務評定をやると、こゝろいふこともないかと思つて、前回の局長の御答弁と合わせまして、考え合わせても非常に問題だと思つても、本年ももうあと余すところわずかでございまして、ぜひ今申しましたような点も含めて重ねて一つ御善処を要望いたします。

○説明員(内藤三郎君) ただいまの御要望でございますが、実はその順位をつけるという話を私も聞いていたものでございまして、実は昨日も愛媛県の財務当局の責任者ともすいぶん懇談をいたしました。際にもそのういふ話になつたのでございまして、で、県当局の方におかれても、相当余裕のあるような態度を見せていらつしやるので、かりに第一回をやつても、その後の調

整は十分考慮するというような意見もございまして、私どもはできるだけ本問題の円満なる解決を期待し、またできるだけ御相談にも応じたいと考えております。

○湯山勇君 今の局長の御答弁で私は非常に気になるのは、第一回をやっても云々というの、これはどういふことを意味しておるのか。ちよつと了解に苦しみますが、やることによって問題が起るわけですから、一回やるにしても、二回やるにしても、そういう混乱が起らないように努力するということが局長のこの前の約束であつたわけですから、一回やつて見て、悪ければ直す、こういふことじゃなくて、事前に問題が起らないように十分注意をする。それから順位をつけるというようなことは聞いていない。行われなければ非常にけっこうだと思ふのですけれども、聞いていないということ、行われぬということとは、これは必ずしも一致しないと思ふから、それらの点も十分一つ、先ほど申し上げましたように、御調査いたして、そして前回の約束のように御努力をお願いしたい、こういうことですから、一つ重ねて御了承願ひたいと思ふ。

○矢嶋三義君 先般調査の結果の報告を求めましたところ、先ほど局長から調査の結果の報告があつたわけですが、私はあの報告の言葉の中に重大なことがあると思ふのです。それは愛媛県当局は人事院と同様の考え方である、勤務評定をやるといふことである。その内容としてAとBだけをワクをきめて、C、D以下は、伝えられるようなワクはきめないというよりなこ

とを内容として言われておりますが、人事院については先般本委員会において教団にわたつて質疑をしたわけですが、人事院の考へてゐる、また人事院の規定にあるところの勤務評定と愛媛県当局がやろうとしてゐるところの勤務評定は質的に内容が違ふということ、私は明確だと思ふのです。その理由を、二申し上げますと、人事院の見解では、給与法に言うところの、昇給させるために必要な良好という条件というものはごく特殊なもの以外、普通の勤務状況にあるものは昇給させるために必要であるところの良好に該当する。そして昇給と勤務評定とは、全く無関係ではない、若干の関連性はあるけれども、時期的にも違ふし、直接関連があるものではない。この二つが最も重要な点だつたと思ふのです。ところが愛媛県当局の場合は、地方財政の規模もございまいし、一部を昇給させない。予算からの必要性に迫られて、そういう意図のわけで、従つてその責任感とかあるいは情熱というよりな勤務評定の内容というものは違つてきております。またその昇給させるために必要な条件である良好という点の解釈も違つてきてゐるわけで、一言にして尽くせば教職員というものの特殊性を全く無視した教育予算人件費の一点に立つた勤務評定であるといふところに私は重要性があると思ふのです。ここで皆さん方に私は何も申し上げる必要はないと思ふのですが、職工さんであつたら物を作るときに、その生産の質とか、あるいはその量とかによつてA、B、C、D

もつけられましよう。十人おれば一から十までつけられましよう。しかし人を育成するところの教育者の教職の職務の特殊性から言つて、そういうものが容易でない、また不可能だといふことはこれは私は申し上げる必要はないと思ふ。愛媛県当局もそれはわかつてゐるの、しかしその人件費からの必要からいふものを考慮しつゝあるわけであつて、その予算の不足というものは切り離して、教職員の教育者としての能率を上げるといふ立場と、それから教職の特殊性という立場から、先般人事院の方が本委員会ですべられた今の人事院の考へてゐる勤務評定並びにその規定に合致したものに私はさせなくちやならぬと思ふ。従つて私の質問の一点は文部当局は愛媛県当局に対してそれらの点について注意を喚起すると同時に、それを是正するように強力に矯正する指導と助言をやつていただきたい。これは私の要望であり、質問点です。これは単に愛媛県の問題だけでなくて、これが日本全土の教育界にこういうことが取り行われることになれば、その影響というものはきわめて大きいと思ふ。おそろく教職員のかたきといふものも私は変つてくるでしよう。これ以上私は申し上げません。こういう事態を招来した点は一にかかつて教育予算の貧困からくるのであつて、この点については先般松永委員から質問が展開されてゐるわけでありまして、今国会は本日終りますれば次期通常国会に於て必ず松永委員から質疑を展開され、その実態といふものは明確になると思ひますが、それはさておき、私どもとしては愛媛県当局に対して、私は

先ほど主張しましたような助言と指導を早急にやつていただきたい。要望します。念のため御答弁して下さい。

○説明員(内藤三郎君) ただいま矢嶋委員からのお話でございしますが、実は給与の關係は御承知の通り、一定の期間良好な成績で勤務した者に對し、予算の範囲内において昇給することができると、こういうことになつておりますが、そこで良好な成績で勤務した者の考へ方の問題ですが、これは人事院が認めてゐる通りに、一つは一定の期間休んだ者、あるいは懲戒処分を受けたような者は当然除外されます。しかしながら予算の範囲内において昇給することができるといふので、切らなければならぬと思ひます。この切り方の問題がいろいろあると思ふので、それが、勤務評定を参考にすること、これは私は決して行き過ぎでないと思ひます。

いま一つは勤務評定がこれが不可能だと思ひますけれども、すでに法律で勤務評定をすることになつておりますので、これをやると思ふのでございまして、その勤務評定のやり方について、教職員にはそれぞれ特殊性がございまして、一般の公務員とは違つた評定方法といふものを考へなければならぬ、こういう点で私どもも非常に苦労して参つたのですが、文部省といったしましては、国立学校についてはすでにこれを実施しておりますので、地方が実施されることに對してこれを差しとめるというよりなことはすべきものではないし、また法律の通りおやりになることを妨げることもいかにがと思ひます。

○湯山勇君 局長はそんな前後不ろいな言を申してもらつては困る。あなたは円満な解決ができるように努力するといふことを委員会が約束されて、今また私どもとしては期待すると、これは前後不ろいな言ではないですか。

○説明員(内藤三郎君) お話の通り、期待といふのは努力を含めて期待しておるわけですから。

○湯山勇君 それは逆でないと困る。努力を含めて期待するといふよりなこ

れましたように、ぜひとも一つよりよい方への円満なる解決に努力していただきたい。私が言っているのは無理なことではないと思うのです、正しいと思うのですがね。その点で助言と指導をしていただきたい、かように要望しているのです。

○説明員(内藤三郎君) 一番困るのは、予算が不足している点でございますので、私はできるだけ教職員一人でも多くの人が昇給昇格できるように、予算の増額について、財務当局にも、県の教育委員会にも、強く希望し、努力しておるのであります。

○高田なほ子君 まことに、お答えとしては了とするわけでありまして、非常に迫力に欠けております。迫力に欠けていることをあなたに責めても、これは仕方がないことであります。私は若干内藤局長のその御努力の点について意見を持っているのです。もしかりに自分の子供を受け持つて、日ごろ親も尊敬し、子供も尊敬しているその先生が、学校の中で二十位という、席順をかりにきめられたとしたら、これは明らかに劣等教員というレッテルを張られて、いるものです。教員自身の勤務意欲というものがそのこと自体によって欠けていく。そしてまたそういうことは、わからないようであつても自然にわかつてくるものであつて、こういうことが放任されるならば、教育効果をその否定する結果になるのではないか。単にこの昇給という問題ではなくて、教育効果の面に非常に悪影響を及ぼしてしまふ。こういうような残酷なことが予算の関係で許されるということは、これは私も教育者の経歴を持つ一人の端くれとして、

て、容認できないという気持ちに今なつておるわけなんです。こういう切実な気持ちに対して、大へん内藤局長のお答えがあまりに迫力を欠いておる。また、文部大臣もここに御同席でありまして、私がこの教育に及ぼす暗い影響というものに切実な悩みとておる以上、むしろ憤慨をさえ覚えておるということに對して、これは十分御認識を願わなければなりません。それと同時に、円満な解決というところは、単にこのごたごたを解決するということではなくて、いかにしたならば子供の上に暗い教育的な影響を与えないか、いかにしたならば教育者の勤務意欲というものを盛り立てていくかというところに重点が置かれなければならない。そういうことのために、文部大臣を初め文部省あげて愛媛県のこの一つの氷山の一角としての問題の解決をはかる、こういうような私は熱意が燃えてしかるべきだと思ふ。この意味において、局長の御答弁を決して丁としないわけではありませんが、幸いに大臣も御同席でありますので、私の意見に対して、この解決に対する善処の方針というものを大臣に明確にさせていただきたい、このように考えるわけでありま

す。

○国務大臣(清瀬一郎君) 内藤局長の言葉に迫力がなかったというまあ御批評でございますが、言葉の使い方がいいにかかわらず、内藤君の今言ったように熱心にやろうと思つておられます。(湯山勇君「けつこうです」と述べ) ○加賀山之雄君 今の問題ですが、これは高田先生の言われたことも一つともだと思ひますが、結局やはりそういう順位がつけられないみならず、

育者であることが望ましいけれども、しかし事実上はやはりあり得ると思ふのです。この判定は非常にむずかしい。これは工員や事務と違ひまして、確かにむずかしいのだが、その基準というものを、私はこういう問題こそ、文部省でよくつばなものを勉強していただいで、一応や場合には誤らないようにやつていただく。これは私は、そういうことで昇給なんかには差ができることがかえつてよいのだと、いい人を奨励することになり、教育の効果が上るものになるので、それをおそれはいかぬ。これは生産工場であれ、教育であれ、僕は問題は同じであると思ふ。もちろん、教師の素質をよくすることには、これは文部省、地方教育委員も骨を折つてもらわなければなりません。全部が適格者であり、教育がよりつばなものになるということ

が望ましい。しかし実情は、これはどうもやむを得ないだらうと思ふのです。私も内藤君の言つたことは決して間違つていないと思ふので、迫力がな

いというお話だつたけれども、あまり文部省の迫力持ち過ぎると、指導助言をやり過ぎると、しかられますから、その点はお気をおつけになった方がよいと思ひます、これはよいことだと思います。

○委員長(岡三郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(岡三郎君) 速記を始めて。それでは暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後二時五十九分開会

○委員長(岡三郎君) 休憩前に引き続き文教委員会を再開いたします。

初めにただいま持たれました委員長理事打合会の決定事項を報告いたします。

まず先に委員派遣についてでございますが、この件については、先般委員長に一任ということになっておりますが、念のため協議いたしました。その結果島根、鳥取、岡山一班、千葉、茨城、福島一班、新潟、群馬一班、以上合せて三班編成といたします。なお委員の割当は、自民党三、社会三、緑風一と決定いたしました。

次に、本日の委員会の運営について協議をお願いいたしました。次のように決定いたしました。まず請願を審査し、続いて四時を目途として、三十二年度文教予算を審議するということでありま

す。以上、委員長理事打合会の決定事項を報告いたしました。

○委員長(岡三郎君) 次に、当委員会に付託されております請願第六号外十四件を、便宜一括して議題といたします。

審査の順序は、お手元に配付してございます整理表の順序によることといたします。専門員から説明を行います。

速記をとめて。

午後三時二分速記中止

午後三時三十分速記再開

○委員長(岡三郎君) 速記再開。お諮りいたします。ただいま審査いたしました請願第七十七号、第百十七号、第百十八号、第百十九号、第百三十一号、第百八十三号、第百九十六号、

第三百十九号、第六号、第五十号、第百四十九号、第百六十五号、第百九十九号を議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岡三郎君) それでは次に昭和三十一年度文教予算を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

なお念のため申し述べますが、文部大臣は御探したのですが、院内におるといふことはわかつたのですが、その他不明でありますので出席をいただけません。なお説明員として文部省初中局長内藤君、初中局財務課長安嶋君、総務参事官齊藤君、管理局長小林行雄君、以上が出席しております。

○矢嶋三義君 その前に、この請願に關して一言だけ承わりたいと思ひます。公立学校施設関係の請願の中に、学校用地の問題が数点あるわけですが、これについてこの機会に一言承わりたい。と申しますのは数年前本委員会において環境整備の問題が大きな問題として取り上げられたときに注目されたことは、学校を新築、新設する場合にその土地の選定についてはいろいろ条件があるけれども、一たび学校ができてしまふならば充春宿ができてく

意味において何らかの規制をしなければならぬということが当時の委員会の総意で、文部当局も努力されるということであったことを私は想起するので、そこが最近各地で学校のすぐ隣に映画館ができるとか、あるいは病院ができるので非常に教育上困るという問題が全国各地で起っておりますが、その後そういうような規制は文部当局でやられたかどうか、またやろうとしたのであるけれども他の法規との関連でやれなかったのかどうか、その点管理局長から承りたいと思います。

○説明員(小林行雄君) お答え申し上げます。御承知のように学校の校舎も含めてでございますが、建築物につきましては建築基準法というものがございまして、これに基いていろいろ構造上の制限があるわけでありまして、同時にまたあわせて環境についての多少の規定があるわけでございます。現在は御承知のように文教地区というものをこれに基いて設けることができるというふうになっておりまして、東京都内でも文教地区として設定されている地域もございまして、そういうような文教地区として設定された地域におきましては、たとえば非教育的な建造物などは作れないということになっております。他の都市におきましても、そういう文教地区の設定ということができますけれども、いんじやないかというふうにも思っております。

○林田正治君 今の矢嶋委員の質問について私も非常に同感を持っておりますので、せっかくほんとうに学校敷地として適當なる場所を選定した、あるいはまたずつと昔よりこの地区は学校地区として、いわゆる今のお話の文教地区として適當であると世人も一般も認めておったところに、今お話の通り映画館の問題あるいは売春地区の問題というふうなものがある、われわれの知るところによると、いわゆる商業地区というふうな建物のある場合、あるいは住宅地区になっておるといふ所によっておのずから違つて、せつかくの文教地区が結局騒音地区になったり、あるいは風俗を乱す地区になったり、あるいは多々あると思つたので、今のお話の東京都の文教地区の問題はこれはどういう法によってできるものであるか、おそらく国の法律によらずして、あるいは東京都の条例というか、そういうような問題によって解決される問題ですか、今までの実例を一つ承つてみたいと思つた。

○説明員(小林行雄君) 先ほど申しましたように、現在では建築基準法という法律がございまして、この法律の条文の中に文教地区の設定というところもございまして、文教地区としてある地域を指定いたしますと、その地域内においては、たとえば今お話の中にもありましたような売春業のためのいろいろな施設を作つていくことはできないというふうな制限がございまして、さういふ制限がございまして、今後はその制限が、一つは学校の校舎の運動場、あるいは校舎の地域の問題ですから、これの選定が御承知の通り今日では地価が相当暴騰いたしましたので、この地域、土地の買収費だけでも、あるいは所によっては校舎の建築費と相匹敵するような場合さえもなきにあらざるであります。ところが地域の問題になりますと、補助金の補助のいわゆる目標にもならなければ、あるいは起債のワケにも入らないというところでは非常に各地方でも学校の建設に悩んでおりますから、この問題を請願にもあります通り十分に考えていたきたものであります。せめて現在地方で困つておる地域の問題、運動場あるいは校舎の地域の問題についてのいわゆる起債のワケというふうなものに對して、文部省はどういうふうにお考えになりますか、これは何とか解決の見込みはありますか。

○説明員(小林行雄君) この請願にもございまして、校舎を建築するための土地の買収費に相当多額の金がかかるというところは私も実は承知をいたしております。ことに大都市等非常に土地の高い所では非常に困つておるようでございまして、ただ私もいいたしましては、現在のところ御承知のように、校舎を建設する補助金を獲得するの非常に手一ぱいではございまして、なかなか土地まで実は手が回りかねておるわけでございまして、私もいいたしまして、できれば、これは自治庁の所管でございまして、これは起債の対象にしてもいいというふうな考へておるわけでございまして、前にも実は連絡をいたしたこともあつたわけでございまして、今後その点についてはできるだけ努力をいたします。

○矢嶋三義君 これはまた他日やりまします。○野本品吉君 関連して、今林田さんの方から出た問題で、私年来考へておる購入費なり、あるいは校舎の建築費に使うというところは文部省としては従来考へておりませんでした。もしこれができることでありますれば、校舎の建築促進にもなると思つたので、十分調査、検討してみたいと思つた。

○野本品吉君 最近の一流の保険会社の状況を見ますと、さういふ方面に新しい窓を開いてはどうかというふうなことが社内でもさへある程度声が起つておると私は見ております。ただしばくち屋に似ておりましたから、新しい道を開くために慎重な態度をとつておるといふことなんです、簡保にしろ、民保にしろ、結局地方の零細な資金が中央へ集まつてくる、その中央へ集まつた金といたしまして、その大きな問題のための後立っていることを、まあ非常に私は遺憾に思つておる。従つて地方の大衆から集めた金を地方の大衆のために還元するといふことは会社事業方針としても考えなくてはならぬと思つたけれども、同時にさういふ問題につきましても政治的にも道を開くことに努力すべきである、かように考へるわけなんです。ぜひこの点についてただ大蔵省にのみすがつて振り切られておるばかりでなしに、新しいさういふ道の開拓の可能性が逐次現れてきておる時期になっておる。さう考へますので、特にこの点についての御研究と努力を私は希望いたします。

○説明員(小林行雄君) 実は災害等の復旧の場合には大蔵省のあつせんによりまして、簡易保険関係の積立金を融資していただくというふうなことも従来あつたわけでございまして、しかし一般のいわゆる保険会社の積立金を土地

○説明員(小林行雄君) ただ御承知のように一般の生命保険会社は一つの事業会社でございまして、もし融資をそちらの方から受けることができれば、利率等が非常に問題になると思つた。学校のような公共の建物をさういった利子の比較的高い融資で建築を

するといふことが実現の可能性があるかどうかといふことも問題でございすし、また、大蔵省の起債の抑制方針、起債の制限の方針とも十分検討してみなければならぬと思ひますが、文部省としても今のお尋ねは十分調査をしてみたいと思つております。

○松澤靖介君 私立文教委員といふは、御意見なり、御質問を承りまして、それに対する文部省の答弁、あるいは抱負といふは、御所信なりを承つたのでありますが、私自身の受け取り方といふは、非常にその態度というか、しつくりしてない、ただおさなりの御答弁にすぎないような点が多々あると思ひます。この前の委員会のときにも、この予算の資料についてもう少し詳しく提出すべきでないかという意味において出されたのでありますけれども、私本日定時制教育振興会、あるいはその他他地教育振興会、あるいは教育長からのいろいろの資料を手に入れて参つたのですが、それによりまして、非常にその方面の人たちが三十二年度文部予算について詳しい資料をお持ちになつておる。しかしながら、われわれ文教委員として予算を審査する上において、はなはだおさなりの資料を出しておるというところは、その点那邊にあるのか、これは私といたしまして非常に詳しく提出してあります。他の団体には詳しく提出してある。それにもかかわらずわれわれが最も真剣に審議しなければならぬ職責にある者が、これに對しまして非常におさなりの資料を提出するといふことは、先ほどのお話しによりまして大蔵省に對するところの折衝段階にお

いて非常に不都合になるから、さういふしなればならぬといふようなお話しでありまして、しからば他の外郭団体、あるいは教育長などに漏らしてゐるところの資料といふものは、大蔵省の折衝に遺憾な点がないのかどうか。私はそれらの点に對しまして文部省當局の御態度といふは、それらの点をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(天城勲君) 明年度予算概算要求の資料問題でございすけれども、一応文部省全体の予算は私のところでも、総括いたしておりますけれども、御要望のある筋がいろいろございすけれども、国会に提出した資料以外に、別個に今おつしやるような詳しい資料といふものを他へ出しておりませんので、教育長その他でどういふ資料を持っておられるか、私もつまびらかにいたしません。私どもの立場から文部省として公けに出しております資料は、国会の資料以外のものはございせんので、御了承を願ひます。

○松澤靖介君 われわれもいたしましていろいろの点、たとえば今まで御質問の間にありました昇給の問題とか、定数の問題とかいふことは、要するに教育の水準をいかにして確保すべきか、いかにしたら低下させないで済むかといふような、さういふ点だと思ひます。なおまた、文教委員会そのものの来年度予算、皆いろいろの面に對する御意見も承つて、さうしてそれらに對するといふような、この予算の編成があつてしかるべきでないかと私は考へております。それらの点につきましてもお互いに協力し合つて、何かわだかまりのあるような、すなわちおさなりの、その場限りの答弁で済ませ

るといふような、かような態度でなければ、けつこりですが、あるような気がしてならないのであります。それらのことがないようには、文教委員の方々も、あるいは文部省のそれらの職責にある人もお互いに協力して、国家の文教といふものを向上させるということに尽すべきではないかと考へております。今までの予算編成の前において、われわれがまだそれに加わらない前において、この文教委員の方々に對して予算編成に對して御相談なさつたことがあるかどうか、それを承りたい。

○説明員(天城勲君) 御質問の趣旨をあるいは取り違へておるかもしれせんので、違つておりましたら、おつしやういただきます。私たちが予算の編成は時間的に財政法でございまして、その一定の時が参りますれば事務的の手續はいたしますが、内閣の予算編成方針、あるいは来年度どういふ点に重点を置くかといふような問題がございまして、最終的な予算の内閣全体、あるいは各省の方向といふものはきまるわけではございすが、本年度は御承知のやうな状況で、まださういふ時期に至つておりませんので、いよいよ事務的に例年の例によつて折衝しておる段階でございまして、外務に對して予算についての方針、その他について御説明をしたり、御相談をする時期にまだ至つてないと思ひます。

○松澤靖介君 ただいまの御答弁によりますと、皆さん方の御意見を拝聴する段階に至つてないといふことではあります。われわれもいたしましては、いろいろ御質問申し上げたり、希望を申し上げておるのですが、さういふ段階にある場合においては、もうすでに

おそい時期になるのではないかと、私は憂へるものであります。その点に對してはどうですか。

○説明員(天城勲君) ただいま申し上げましたように、今日の段階では内閣の最終予算編成方針はきまつておりませんが、いよいよ事務的に進めておるうちに、この間に臨時国会が開かれていろいろ貴重な御意見を拝聴しておるわけではございまして、正式の検討の際には、皆さんの御意見は十分考慮されるべきものだと思ひます。

○松澤靖介君 文部大臣がおりませんので、私皆さんの答弁では満足できない点が出て来ると思ひます。私どももいたしまして、文部大臣の、たとえばあの日五日の戦術といふは、あの日五日の問題に對してはあつた文部省のやり方といふものは、私は果して受当な線であるかどうか、さういふ点に非常に疑問を持つものであります。林田委員から先日道徳教育の問題につきましてお話しがあつたのですが、われわれもいたしまして、ごもつともなことでございす。文部大臣の御答弁によりまして、高遠な道徳を掲げてやるということも一つのねらいかもしれませんが、しかしながら、私ども自身といたしましては、教師自身、すなわち国家の義務教育を担当しておる人々の、崇高な職責を果さんとすると、その人々に對しましての一つの私は愛といふものがなければならぬ。すなわち最高の責任者としての愛の精神を持つて指導してやるのが、私は当然なことではないかと思ひます。すなわちそれと考へて一つのモラルじやないかと、かく考へておりました、それによつてこそ、義務教育が振

興し、向上するのではないかと、すなわち人々に對するところのやり方について文部大臣として、あるいはまた、文部省の方々が少しく考へて違つておるのじやないか、あるいはまた人として見ておらないのではないかと、物として見ておるのか、私はこの点について非常に疑問とするのであります。これに對しまして局長さんですか、非常にあたたかいいわゆる愛の精神を持つて、最高の責任者といふは、国家の重要な義務教育を担当せられる人々に對しまして、今後導いていかれる、あるいはお考へなさる御意思であるかどうか、それをちよつとお伺ひいたしたい。

○説明員(内藤三郎君) ただいまの御質問でございすが、私は義務教育が、わが国教育の根幹である最も大切なものという認識のもとに、教職員の待遇を確保し、職務に安んじて専念できるように努力して参りたいと思ひます。

○委員(岡三郎君) ちよつとここで時間をいたしたいと思ひますが、ただいま文部省會計参事官天城君の方より、先般湯山委員から質疑がありまして実習船の件について、発言を求められておりますので、許したいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(岡三郎君) 天城参事官の発言を許します。

○説明員(天城勲君) 先般当委員会、湯山先生から御質問ございまして、水産共同練習船建造のことにつきましての請願が、先国会で採択された、これに關する文部省の態度の御質問でございまして、お答えしたいと思ひま

す。請願の中にもございますように、実習船を持っておりません水産関係の大学の学部、あるいは学科がございまして、これがわが国の水産業の現状に適応するように、まあ、教育上の問題、研究調査等も行い必要から、共同実習船を建造したら、こういう御請願の趣旨はわれわれもごもっとものことと存じております。ただ、請願の内容でございませうけれども、これによりまして非常に多額の予算を伴うことになっております。また、この建造を共同実習船の使用目的に合致建造計画という問題と、それから建造したあとの運営管理というような問題につきまして、なお私たちとして検討してみたいとお考えの問題が含まれておりますので、それらの問題の点につきまして、関係の専門の方々とも十分検討いたしたいと、こゝろ存じておるのが現在の態度でございます。

○委員長(岡三郎君) 他に御発言ございませうか。

○松澤靖介君 なお昇給の問題についても、もう少し具体的に、あるいは具体的にならんかもしれないが、申し上げたいと思ひますが、実は昇給のストツプに對しまして、若き教員がいかに悩んでゐるかという一つのことを申し上げまして、御参考にしたと思ひます。すなわち、自分が就職がやつとできたという非常な喜びになつておつたその時代においてストツプされた場合において、自分の生活設計というものをやはり立ててゐると存じます。そのような場合において昇給がストツプされた、自分は来年度において、自分の愛するところの妻を迎えて、一家をかまえるというやうな場合において、昇

給のストツプによつて、自分の生活設計というものがそこに破壊される。そういうことによつて非常な将来に對する希望というものが、この若き教職員に對して失望を起させるというやうなことは、私は非常に重大な問題じゃないかと、かく考へてゐるものであります。皆さん方はすでに妻帯されてゐる人ばかりが文部省におられるとは限らないと思ひます。さういふ意味において、せつかく来年度は一家をかまへるやうな場合において、でき得ないというやうな状態になつた、あるいはなるといふやうな、かやうな場合において、皆さん方がもつと強く強く昇給という問題に對して関心されまして、さうしてできるだけさういふことのないやうに、御尽力をお願いしたいと、かく考へてゐるのでございまして、これに對してなお重ねて内閣局長の御所見を承わりたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) ただいまのお話、まことにごもっともでございます。疑ひの内容によりまして、昇給昇格が完全に行ふやうに何らかの措置を講じたい、そのため最善の努力をするつもりでございます。しばらくその結果の出るやうにお待ちいただきたくと思ひます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(岡三郎君) 速記を始めて。
○松永忠二君 今の松澤君から文教委員会の持ち方とか感じ方というやうな点についてお話がありましたのですが、そのことをただ簡単に私はやはり同じやうな御要望を申し上げ、一つ今

後お互いに努力をしていきたいということだけを申し上げたいわけですが、それは今松澤さんからお話しのあつたやうに、たとえば資料にしても、ややわれわれが要望する資料よりも非常に簡略であるというやうなこと、あるいはたとえば教育長の持つてゐる来年度の教育予算の把握の把握であるとか、あるいは私どもの関心もあつて、定時制の人たちが予算を取りたいために、内容について把握してゐる内容等も非常に詳細をきわめてゐるというやうなことなんかも、これはさうでなしに事実だと私は思ふわけです。さういふ点もあつて、とにかく文教委員にもなつたので、さういふ点についてできるだけの詳細な資料をほしいという気持は、私は率直な気持であると思ふわけです。

それからまた、これもこれから將來やつていくうちにいろいろ出てくるわけだと思ふのでありますが、政府委員の御説明についても、ぜひ一つ今後速記をしたのでは話ができないうといふやうなことがあるならば、速記をとめてでもやはり重要事項についてはお話をしたいと、さうしてそこで懇談をするというやうなことで、できるだけその努力の点を明確にしていくというやうなことが必要ではないか。さうしてまた、文教委員会全体の運営の中でも、私は単に政府の答弁を求めるといふだけではなしに、相互に出てきた問題を委員会自身が懇談の形で十分に深めていく。さうして文部省だけの努力でできないものについては、相互に責任を分担して文教の予算問題等、あるいはその他の問題について努力をしていくという態度が必要ではないか。

何か対立したものがここにいて、お互いに抵抗し合うというやうな空気のたふだうというところは、まことに妥当でないというやうな気持を、私ども自身も出てきて初めて、さういふところが議会の委員会であるかという感じを受けたわけでありませう。委員会というものは、日本の文教関係について相互に文部省と委員が努力をして水準を高めたいと、われわれの尽すべき点の一つ十分尽していくというやうなことをのために持たれてゐるというやうに、われわれは考へておるわけでありませう。さういふ点についてわれわれの足らざるところは十分に反省をして、いかなければいけないけれども、今お話しした松澤さんの御意見等も、率直に私も同時に持つてゐる気持であるので、今後一つ政府の方々にも御努力を願つて、また私は社会党でありますけれども、与党の方々、あるいは緑風会の方々にもさういふやうな運営についての御指導や御配慮をぜひ一ついたしたい。文教委員会を中心にしてぜひ一つ日本の教育予算を高めていきたい、あるいは教育行政の面に進展をはかつていきたい。しかし、問題によつては意見を対立するのであつて、さういふ点については、十分に意見を尽くすけれども、共通の一つ場所をしっかりと相互に見詰めて問題を解決していきたいという気持を私も持つておりますので、また松澤さんから文教委員会に對しての語が出てきましたので、私も簡単に御要望申し上げて、これで私は終りたいと思ふのであります。安部さんから御発言もあるやうでありますので、ぜひ安部さんにお願ひしたいと思ひます。

○安部清美君 私も前二者と同様で、初めて議員となり、文教委員となつて文教委員会の運営の実際を見て、前二者と同様の感じを持つておる一人でもあります。われわれはもつとさつとくばらんに実態を文部省当局にも出していただくし、われわれも思ふ存分のことを言つて、さうしてわが国文教の振興に資するやうな仕事を持つておるのじゃないかと思ふのでありますが、今までの姿を見ておると、どうもほんとのことを、ほんとうにわれわれに明示しなうといふやうな考へ方ではないのじゃないかといふやうな感じが、私どもは持つてゐるやうな感じが、今までの実態であるとするならば、私はさういふ考へ方を捨てていただいで、ほんとうにわが国の文教の実態をこゝに出していただいて、さうしてその振興にわれわれが寄するやうに努力さしていただきたいと考へるやうなものであります。さつきからわれわれ委員と文部当局との間のことも出ておりましたが、私はこれは日教組と文部省との関係においても言へるのではないかと考へております。今回の問題のごときはまことに遺憾なことでありませうが、これについても文部当局と日教組当事者とが真剣に懇談し、さうしてやつていただくことによつて、私はある程度のごときはやつていただけたのではないかと考へてゐるやうな感じが持つております。本日時間ありませんから、私は三十二年度予算については、いろいろ御質問申し上げたいことがございませうけれども、前回定数の問題についていろいろ論議され、局長からそれについていろいろ明確な御答へが出ておつ

たよりであります。私はずいぶんは給与の問題、昇給の問題について特に御質問申し上げ、御意見を伺いたいと思うのであります。私も最近まで福岡県の教育委員長を五、六年務めて参つたのでございしますが、この給与の現在の実態というものは私どもが知っている限りにおいても、容易ならぬ姿であると思うのであります。先般矢嶋委員の質問に対して、大臣はその根本解決策は政治的の解決によらなければならない。いわゆる地方財政をある程度根本的に改める方向に持っていかなければ解決はできない。これは私どももいささか地方教育行政に携わっておった者として同意であります。しかし、だからといってそういうことが早急にできようとは私は思わなない。とすると現在の実態を考えてみる。と、そういうことが待っておれない実態である。私が知っている限りにおいても、私の県においてもそうでありまして、二十九年度も三十年、三十一年度のときは福岡県並びに九州各県もそうだと思いますが、いわゆる額面だけの増俸であつて、いわゆる全額の寄付をやっております。三十一年度においては全部ストップしておる。考えてみても、先生方がささやかながら俸給が上るといふ期待権を持っておるところの増俸が、二、三千年間もできない、ということを考えてみまするときに、私はこれはいわゆる現場を守っておる先生方に喜びと希望とを与えるものではない。ここに、その他の実態をまた考えてみますると、いろいろな文部当局では御承知のことと存じますけれども、いわゆる増俸の欠格条項としてあげられているものを一々われわれ検討してみると、実に気の毒な条項が多

い。たとえ夫婦共かせぎのものに
いては延伸をするとか、あるいは恩給
受給者などについては延伸をする
か、ストップをするとか、はなはだし
いのになりますと、産休のごきにつ
いても特別の扱いをして おる県もあ
る。こういふ実態が全国の姿である
とするならば、私はこういふ状態に置か
れておる教師が、ほんとうに喜んで教育
に熱情を捧げることができるようか
かと思ふのであります。この実態を見て
おる文部省がこのままにして、それは
地方の問題だからということで、この
ままにしておいていいものであるか。
私は大臣の言われたように根本の解決
策はこういふことだということを手を
こまねいて見ておるのは、あまりに教
育界は荒れよという姿であると思ふの
であります。私はここにおいて内閣局
長にお伺いしたいのは局長は長く文部
省におられ、私どももすいぶん御厄介
になったのであります。すつかり全
国の教育界の実態を御存じのはずであ
る。この昇給問題に関する限り、明ら
かに惨たんたる姿になりつつある全国
の姿に対して、決して手をこまねいて
見ておられるはずはない。とすれば今
までどういふ手を打ってこられたか。
現在どういふ手を打ちつつあるの
か、将来どうお考えになっておられる
のか、先ほど申し上げたように、まず
ざつぱらんにひとつ実態をお示しに
なり、局長のお考え方をお聞かせ願
いたい。これがまず私の第一のお伺い
であります。

○説明員(内藤三郎君) ただいまお
述べになった点について、最近特に昇
給昇格が完全にいかない、さらに未実
施のところもあり、あるいは延伸して

おるところもある。非常に教育界にとつて困つた事態であるといふことは全く同感でございます。これをどういふふうにして解決するかといふことで、本日まで文部省も、一つは御承知の通りに義務教育国庫負担法の成立によりまして、府県が出したものの半額は必ず保証するという制度をとつておる。これは東京、大阪、神奈川の三県、いわゆる富裕団体、これを除いては一応問題は解決したものでございまして、この前には実は比較的な富裕団体、当時福岡もそれに入つておつたはずであります。そゝういふものは一定の金額、定員と定額をかけたものしか国は負担をしない、国の負担の限界をきめておつたわけです。この政令の改正によりまして、今度は福岡の場合も全部実績の半額参ることになつたわけです、これでも福岡県はおそらく一億以上はたしか財政的に余裕が出たと思ふのであります。もちろん私もそれだけでは十分とは思つておりませんが、現在の負担法の建前から言いますならば、ともかく府県が出せば必ずその半額は保証する、こゝういふことになつておりますので、この負担法の制度面においては私は非常にけっこうだと思ふのであります。ただ残りの半分の地方負担分がどういふ財源措置をされるか、ここに一番問題があるわけでございます。その残りの半分の財源措置については、御承知の通り地方税と交付金でまかなわれておる。ですから交付金の一つは地方税の収取の過不足とさらに交付税の配分の問題になつてくると思ふのです。この交付税の配分をできるだけ適正にするように、自治庁と私どもは交渉しておるわけですが、配

付基準については今も折衝を続けておるわけでございますが、そして各県にできるだけ公平に各県の財政能力に応じて、適正な教育規模ができるような、そういうふうになつて交渉をしておるのであります。しかしそれにもかからず、まだこういう事態が起きてくるといふことは、地方財政が貧困でありながらも、私どもは地方財政が貧困の中においても、義務教育の一定の水準は絶対に確保したいという固い決意を持っておるのであります。そこで今私どもは一つは定数の問題として、この前お話ししたような標準定数の問題を研究し、これを自治庁とも打ち合せているのであります。

もう一つは給与の問題、これをどういふふうにするか、給与の実態をみて標準給与と申しますが、そういう点も一つ研究してみたい。つまり職員構成としてどういふ職員構成が望ましいか、職員構成の実態を洗い、給与の実態を洗つて標準給与のようなものを研究してみまして、何らかの方法によつてこの義務教育の水準を維持したいという私どもは熱望を持ち、またそのために最善の努力をするつもりであります。

○安部清美君　今の局長の答弁は、前回御質問になつた方にお答えになつたことと大同小異であると思つたのであります。私が、私はその義務教育費の国庫負担についての取扱ひについて、今日とやかく言おうとは思つておらんのであります。ただ実態がそういうことであるにもかからず、実態が今日のような状態になつておる。その原因に対して文部省が、地方教育委員会を指導して、そうして今日のような状況にならないようにおやりになる意図、そういう

う考え方、並びにそやういふことをおやりになったことがあるのかどうか、こやういふ点について私はお伺いしたいのであります。というのは、私どもも教育委員会としてやつて参りましても、御承知のように県の教育予算の大部分は人件費で占めております。だから勢ひ県の財政がだんだん困難になれば、その人件費に手を加えてくるのは、これは当然のことでありま。ここに今日の問題が起つておると思ふのでありまして、私はこやういふ点について文部省の協力なり、やはり指導が必要であらうと思ふのであります。この点についておやりになったことがあるかどうかかというこを承わりたいのでありま。

○説明員(内藤善三郎君) 予算の特に義務教育の場合には、義務教育国庫負担法の關係で負担金が成立しますれば、それによつて文部省の考え方というものを地方にお示しして、それに即応するよやな地方の予算の編成を指導していくわけでございます。ただ、今お話しになった点ですね、地方財政の中で圧迫されるという問題は、どうしても私は地方のあとの残りの半分の問題を何らかの方法で解決しなければならぬと思ひます。それから同時に何らかの方法で解決できないならば、さつき申しましたよやな定数とか、給与とやういふよやなものをもう少し洗つて、その面から指導して参りたい、そやでないと、負担金の方は実績収入でございまして、出できたものの半分といふのですから、まあ一番今の国が出してゐる負担金の中では、最優先に扱つてゐる補助金制度なんでありま。ですからこの面を直すよりは、他の面にお

いて義務教育の推進というものを維持するような方向を考えているわけでございます。

○委員長(岡三郎君) 他に御質疑ございませんか。

○矢嶋三義君 約束は四十分までですから、もう時間がないわけですが、私はこの際に文部省の、言葉は少し強いかもしれませんが、若干反省、再考慮を願いたいと思います。それは先日米松永委員が定員の問題について、今の現状を解明質疑されました。さらに先ほど安部委員の質疑を承わっておりますと、昇給昇格の問題は男女差別待遇をしたり、あるいは独身者と共働きを差別したり、きわめて不完全な惨憺たる状況にあるということが一部解明されたわけですが、こういう事態といふものは、日本の教育水準を維持向上させるに当たってはまことに遺憾なことだと思ひます。で、その責任は文部省にあげては言いませんが、相当多くおいかぶさつていくことは、これは明白だと思ひます。文部大臣あるいは所管局長において努力されていることを、私は否定するものではございません。しかしその努力はともかくとして、成果が伴っていないということ、これはまた認めざるを得ないと思ひます。こういう窮状下に、全国の教師並びに教育関係者が、教育を守り、その水準を向上させるという立場から、教育予算の確保の問題、あるいは教師の立場に立つならば、具体的に地公法四十六条に基づく勤務条件に関する措置の要求とか、あるいは同法五十五条に基づく交渉権の発動によつて、要望、要求をするというところは、私は、これは自然の姿だと思ひます。かような公務

員の姿というものは、単に教職員に限らず、国家公務員、あるいは若干性格は違ひますが、公企労方面にも、ずいぶんとかような要求、要請の姿というものが見られるわけです。これが今の日本の政治、経済、社会の環境下に置かれた一つの私は歴史に残る特色だと思ひます。こういう問題については、文部大臣としては、あたたか心と、それから適正なる指導力をもつて問題の解決に努力されなければならぬのにもかかわらず、どうも私は最近のこの文部省のやり方というものは、やや弾圧的な警察行政化する傾向を私は帯びてきておると思ひます。たとえば昨日の全国の教職員の勤務条件に関する措置要求の仕方につきましても、末端においては、教育委員会と十分話し合ひ、納得の上で取り進められる、あるいは父兄の不満もなく、その御協力と御理解の上に子供の教育上に支障がないようにして取り進められておるにもかかわらず、中央官庁の文部省は、その実態を把握することなく、この一片の、きわめて不十分なる法文解釈によつて、次々に談話を発表するとか、通達を出すとかいうような、威嚇的な態度に出られておることは、まことに私は遺憾千万に思ひます。私は昨日の事態について全部調査しておりませんけれども、しかし、新聞とかラジオとかあるいは全国の通報を持てている諸君に聞いてみると、教育委員会と十分話し合ひをやつておる、あるいは父兄の納得の上にも、支障がないように取り進められておるにもかかわらず、あなた方はその内容を十分つかむことなく、単に威嚇的な、弾圧的な立場をとられるというところは、今後私はこの全国五十万の教職

員を指導していかれるという立場からは、まことに私は遺憾だと思ひます。こういふ文部省の態度というものは、先ほど新たに本院に當選してこられました三委員が、この委員会を通じて文部省とわれわれ議員との間に感ずるところがあるというものと相通ずると思ひます。こういう点については、私は心静かに反省し、再考慮を願ひたいと思ひます。

それで時間があと四分でございますから、私は念のために承わりますが、初中局長は、昨日の全国の教職員の勤務条件に関する措置の要求の仕方について、警察の力を借りてこれを調査し、措置するということを発言されたといふことを私は承わつたんですが、

ね、先ほどあなたに私はその点ひそかにたたいたわけですが、あなたが初中局長として、全国の都道府県教育委員会に対して、その調査の結果を求めるといふことは許されておることです。しかし、事、教育者の問題について、警察力を利用して、警察に依頼してそういう実態を把握するといふような考え方が、もし文部省にあるとすれば、私はこれは遺憾なことだと思ひます。さなきだに、私は言いたくないけれども、あえて言わざるを得ない。文部省には文部省生え抜きの文部官僚がある。それと内務省の内務官僚系統の対立がある。あるかないか知りません。これは私はさういふことは言わない。しかし、さういふ声は教育界初め、またにずいぶんある。しかも教育畑に育つた文部官僚が、内務省の官僚、特に警察畑の人によつて、次々とそのポストを追われつつある。これは文部省の性格を近き将来に変えていくであらうとい

う批評、杞憂かもしれませんが、心配されておるところの教育関係者といふものは相当にあるのです。あるいはおそれる私は局長の耳に入っていると思ひますが、そこで私は伺ひますが、明確にお答え願ひたいと思ひます。初中局長は、さういふ事態の調査に警察力を利用しようとか、これに依頼しようとかいふようなお考えがあるのかないのか、これは愚問になるかもしれませんが、明瞭に一つ承わりたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) ただいまの矢嶋委員からの御質問でございますが、私も一定の指令によつて、執務時間中に教育を放棄していくことが、いかに教職員の措置要求といつても、適切な方法ではないと考えておるのであります。教職員が措置要求されることを私も一向に否定してはいないものであつて、それは正しい行為であると思つております。ただ、私も、あくまでも学校を放棄することのないように、教職員の自重を要望したのであります。それから私が警察力を頼んで調査した、こういう事実でございます。従つて私の方は、昨晚の七時、八時までかかりまして、できるだけ各県の教育委員会から情報を取つたのであります。その情報を取つたのが、本日の各紙に文部省側の情報というものが出ておるわけでございます。で、さらに詳細な調査を取りたいと思ひて、各県の教育委員会に依頼をいたしておりますので、その詳細な調査が参りませんと、事実の詳細が判明しないのであります。

○委員長(岡三郎君) 矢嶋君、簡潔に願ひます。

○矢嶋三義君 あと三分しかありませんから、簡潔にやります。都道府県教育委員会によりますと、私直接承わつた人もあるんですが、このたびの文部省の態度については、びっくりして何問題がない。先生方にも、子供を犠牲にしないようにといふことを話しておるし、うちの県の教組の幹部はよくわかつておつて、さういふことはしませんと言つておる。何も問題がないと思つておるのに、中央でわいわい言うので、全く面くらう、こういうことを直接私に話した人もある。どういふわけなんです。地方で問題にならずに、円満に良識をもつて進んでおることを、その実態を把握することなく、たとえば東京都だったら、水曜日の午後は先生方が皆で会議をするようになっておるというんですが、さういふ事態もあるわけですが、それなにかかわらず、どういふわけで文部省はあつた問題をクローズアップするやうな騒ぎ方をするのか、私はどうも納得いたしかねるわけでございます。何か政治的な圧力が意図を持っておるんじゃないかと邪推せざるを得ないんです。というところは、きょうも諸願の中に政治的中立の問題というものがあつてきたんですが、私はあのとき、あえて発言をしたわけは、今度教育委員が任命になりました。県によると、都道府県の委員の構成を、うまく任命した首長もおります。しかし自治体によりまして、完全にある政党が選んで、自治体の首長に、有無を言わせずこれを議会に提案させて、さうしてこの委員を任命した自治体も現にありますが。さういふ所の地方教育行政と

いうものは、今や完全に、ある地方の政界の幹事長の意のままに動いてい。これを政治的偏向と言わずして、何を政治的偏向と言ふか。そういう事態が先般の法の改正によって行われつつあるわけだ。この動きというものは、最近中央においても現われつつ私一部あるように看破しておるわけですが、今後問題が起つた場合に、文部省の態度というものは、よくその実態を把握されて、そうして適正なる措置をとっていただかなければ、混乱とマイナスを招来するだけだと思ひますので、この点特に私は要望しておきたいと思ひます。

で、もうあと一分しかないですから、重ねて伺ひますが、失礼かもしれませんが念のために伺ひますが、局長が警察に依頼しまして、警察の力を借りて調査をするというようなことを言わなかつたと言ひますが、もしそれをあなたが口外したという事実があつたら、いかがいたしますか。念のために伺ひておきます。責任をとられますか。

○説明員(内藤三郎君) 私は頼んでないことは頼んでいませんので、だれがどう言われても、そういう警察力を使って調査しようという考えは持つておりません。従つて先ほども申しましたように、県の教育委員会を通じて事情の詳細なる調査を依頼したいと考えております。

○矢嶋三義君 これで終ります。が……、

○委員長(岡三郎君) 簡潔に願ひます。

昭和三十二年十二月十日印刷

十二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について、学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律の一部を改正する法律案(衆)

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について、学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について、学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律の一部を改正する法律案

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(旧恩給法における養護助教諭の取扱)

第三十二条の二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二條第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれてゐたものとする。

第二条 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校

職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律(昭和三十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に當つてゐたものをいう。」を削り、「文部技官をいう。」の下に「以下同じ。」を、「改正前の恩給法」の下に「以下「旧恩給法」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該学校看護婦が官立又は国立の学校の養護訓導、養護教員又は養護教諭となつた場合については、旧恩給法第四十二条第二項第四号の規定の例による。

第一条の次に次の二条を加える。

第二条 前条の学校看護婦とは、国庫又は地方公共団体(もとの外地の地方公共団体を含む)から俸給その他これに相当する給与を受ける官立若しくは国立又は公立の学校の職員のうち、昭和四年十月二十九日以後において児童、生徒等の養護に當つてゐた者で、常時勤務に服してゐたものをいう。

第三条 前二条に規定する公立の学校には、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法第三十二条第一項に規定する在外指定学校を含むものとする。

この場合において、当該在外指定学校の職員に關し前条の規定を適用するについては、同条中「もとの外地の地方公共団体」とあるのは「在外指定学校を設置するもの」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十二条の二の規定は、昭和二十三年四月一日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律の規定は、昭和三十年七月二十五日から適用する。